(目的)

第1条 この条例は、米子市議会議員(以下「議員」という。)が市民の厳粛な負託を受けたものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議員の政治倫理に関することについては、米子市議会基本条例第13条第2項により、米子市議会議員政治倫理条例を別に定めて遵守する旨の規定がありますので、 人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を行使して自己の利益を図ることの ないよう必要な措置をこの条例で規定しています。

これにより、市政に対する市民の信頼に応えていくとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(議員の責務)

- 第2条 議員は、その責務を深く自覚し、第4条に規定する政治倫理基準 を遵守して活動しなければならない。
- 2 議員は、自ら研さんを積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値 する高い倫理観が必要であることを自覚し、その品位の保持に努めなけ ればならない。
- 3 議員は、法令及び条例を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる要求にも屈してはならない。
- 4 議員は、第4条に規定する政治倫理基準に反する事実があるとの疑い

が持たれた場合は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して その説明責任を果たさなければならない。

【解説】

議員が果たさなければならない最低限の責務について規定するとともに、政治倫理 基準に反する事実があるとの疑いを持たれた場合は、自らその事実を明らかにするな どその説明責任を果たさなければならないという政治倫理の原点を示しています。

(宣誓書の提出)

- 第3条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとし、その任期 の初日に当たる日から30日以内に、議長に対し、宣誓書を提出しなけれ ばならない。
- 2 議長は、前項の宣誓書を提出しない議員があるときは、速やかに、その氏名を公表しなければならない。

【解説】

議員は、自らを律することを市民に示すため、この条例を遵守する旨の誓約を行い、 宣誓書を提出しない議員がいる場合は、その氏名を公表することを規定しています。

(政治倫理基準)

- 第4条 議員は、市の職員並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人(以下「出資法人」という。)及び市の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定による市の指定を受けた者をいう。以下同じ。)の役職員(以下「市職員等」という。)に対し、その地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働き掛けをしてはならない。
 - (1) 公共工事その他請負等のあっせん
 - (2) 市職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与
 - (3) 許認可及び補助金その他の給付の決定への関与

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市職員等の公正な職務の執行の妨げとなる行為
- 2 議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならない。
- 3 議員は、その地位を利用して、特定の個人又は団体に対して嫌がらせをし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはならない。
- 4 議員は、いかなる場合であっても、人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。
- 5 議員(議員の後援団体を含む。次項において同じ。)は、政治的又は道 義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けてはならない。
- 6 議員は、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) その他の選挙に関する 法令で禁止されている寄附、飲食物の供与等その他不正であるとの疑惑 を持たれる行為をしてはならない。

【解説】

議員が、その地位を利用し、市職員などの公正な職務の執行を妨げ又は妨げるような働き掛けをしてはならないなど、常に遵守しなければならない具体的な政治倫理基準を示しています。

1 公共工事その他請負等のあっせん、市職員等の採用、異動、昇任その他の人事への関与などの禁止

「公共工事その他請負等」···公共工事請負、業務委託、不動産·物品売買契約などをいう。

「市職員等」・・・正規職員のみならず、嘱託職員や臨時職員も含む。

- 2 公正を疑われるような金品の授受の禁止
- 3 その地位を利用して、個人又は団体に対しての嫌がらせや強迫の禁止
- 4 人権侵害のおそれのある行為の禁止
- 5 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附の禁止
- 6 公職選挙法など選挙に関する法令で禁止されている寄附、飲食物の供与など、不正であるとの疑惑を持たれる行為の禁止

(市の事務及び事業との関係)

第5条 議員(議員の関係者(議員の配偶者、2親等以内の親族又は同居の親族をいう。)及び議員が関係する企業(議員が役員を務め、又は実質的に経営に携わる企業(出資法人を除く。)をいう。)を含む。)は、法第92条の2の規定の趣旨を鑑み、市が行う工事その他の事務又は事業に関し、市民に疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

【解説】

地方自治法第92条の2では、議員本人の兼業禁止を規定していますが、ここでは議員の配偶者や2親等以内の親族などが経営する企業でも、実質的に議員がその企業の経営に関与している場合は、議員は地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、市が行う工事などに関し、市民に疑惑を持たれないよう努めることを規定しています。

「地方自治法第92条の2」・・・市に対し請負をする者及びその支配人又は主として同 一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役 員、監査役等には就任できないと規定されています。

(議員からの提言等に関する記録)

第6条 議長は、市職員等の任命権者(当該市職員等が出資団体又は市の 指定管理者の役職員であるときは、当該出資団体又は市の指定管理者の 代表者)に対し、議員から市職員等に対し提言、要望、意見等(以下「提 言等」という。)があったときは、当該提言等のあった日時、当該提言等 の内容、当該提言等への対応の内容等を記録した文書を作成しておくよ う求めるものとする。

【解説】

議長は、議員から市職員等に対し提言、要望、意見などがあったときは、当該提言などのあった日時、内容、対応などを記録した文書を作成しておくよう市長などに求めることを規定しています。

(審査の請求)

第7条 市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準又は法令若しくは 条例(第14条において「政治倫理基準等」という。)に違反する行為が あると認めるときは、当該違反する行為を証する書類を添え、議員4人 以上の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる。

【解説】

市民は、議員に第4条に規定する政治倫理基準などに違反する行為があると判断したときは、当該違反する行為を証する書類を添え、議員4人以上の連署とともに、議長に対し審査の請求をすることができる旨、第8条の政治倫理審査会への審査の請求の要件を規定しています。

(政治倫理審査会の設置)

- 第8条 議会に、米子市議会政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を 置く。
- 2 審査会は、議長の求めに応じ、前条の審査の請求に係る事案を調査審議し、議長に対し、その結果を報告するものとする。
- 3 審査会は、前項の規定によるほか、議長の求めに応じ、議員の政治倫理に関し、議長に意見を述べるものとする。

【解説】

議長は、審査の請求を受けたときは、必要に応じて政治倫理審査会を設置するとともに、当該審査会は、議長に対し、その結果報告や議員の政治倫理に関する意見を述べることを規定しています。

(政治倫理審査会の組織等)

- 第9条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、必要の都度、議長が委嘱する。
- 3 委員は、その委嘱に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職 を退いた後も、同様とする。

【解説】

政治倫理審査会は、議長が、学識経験を有する者のうちから委員5人以内を委嘱して組織し、その調査審議が終了時点で委員を解任することとしており、また、委員が職務上知った秘密の保持について規定しています。

- 第 10 条 審査会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選 任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が 欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

政治倫理審査会の委員長及び副委員長の人数、選出方法及び職務について規定しています。

(政治倫理審査会の会議)

- 第 11 条 審査会の会議(以下単に「会議」という。)は、委員長が招集し、 委員長が議長となる。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、議長が招集 する。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

【解説】

政治倫理審査会の招集権者、定足数及び議事に関する成立要件について規定しています。

(政治倫理審査会への関係者の出席等の要求)

第12条 審査会は、調査審議を行うに当たり必要があると認めるときは、 第7条の審査の請求の対象とされた議員(以下「被請求議員」という。) 又は関係人に対し、会議への出席を求めて事情、意見若しくは説明を聴 き、又は資料の提出を求めることができる。

【解説】

政治倫理審査会は、調査審議を行う場合、審査の請求の対象となった議員などの関係者の出席等の要求をすることができることを規定しています。

(政治倫理審査会の調査審議結果の通知及び公表等)

- 第13条 議長は、第8条第2項の規定により審査会から調査審議の結果の報告を受けたときは、当該調査審議に係る審査の請求をした者並びに議員(被請求議員を除く。)及び被請求議員に対し、その内容を文書で通知するとともに、その概要を公表するものとする。この場合において、次項の規定による弁明書の提出があったときは、当該弁明書と併せて公表するものとする。
- 2 被請求議員は、前項の文書を受け取った日から 14 日以内に限り、議長 に対し、弁明書を提出することができる。

【解説】

政治倫理審査会の調査審議結果の通知及び公表等について規定しています。

(議会の措置)

- 第14条 議会は、審査会の報告を尊重するものとする。
- 2 議会は、被請求議員が政治倫理基準等に違反したと認めるときは、市

民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

政治倫理審査会の調査審議結果に対する議会の対応について規定しています。

附則

(施行期日)

1 この条例は、この条例の公布の日以後初めて行われる一般選挙による 議員の任期の初日に当たる日から施行する。

(経過措置)

2 第7条の規定は、この条例の施行の目前にした議員の行為については、 適用しない。

【解説】

この条例は、次の一般選挙で当選した議員の任期の開始日から適用することとしていますが、議会の解散などの理由によりその期日が特定できないため、条例の公布と同時に施行するよう規定しています。

なお、本年 6 月 30 日が現行の議員の任期満了となりますので、現時点では、この条例の適用は、本年 7 月 1 日になる予定です。

また、審査の請求の対象となる議員の行為については、この条例が適用されてから の行為が対象となることを規定しています。